

米国における知的財産の概況

2025年9月

ジェトロ ニューヨーク事務所
蛭田 敦

JETRO

Japan External Trade Organization

-
1. はじめに
 2. 特許、意匠、商標の統計情報
 3. USPTOの現状
 4. 知財訴訟動向

第二次トランプ政権の状況

- 経済、移民、安全保障などへの対応が先行し、知的財産関連のニュースは少ない。
- 連邦政府への要求がUSPTOの業務に大きく影響

＜連邦政府全体の縮小、オフィス回帰＞

早期退職の勧奨

→ 特許局長などがUSPTOを離職

新規採用の凍結（2025年6月に審査官採用再開）

→ 審査官・審判官の増員による滞貨の解消に暗雲

リモートワークの原則禁止

→ 管理職以上のオフィス勤務を義務付け

＜政策変更＞

多様性プログラムの廃止

→ プラットフォームの閉鎖

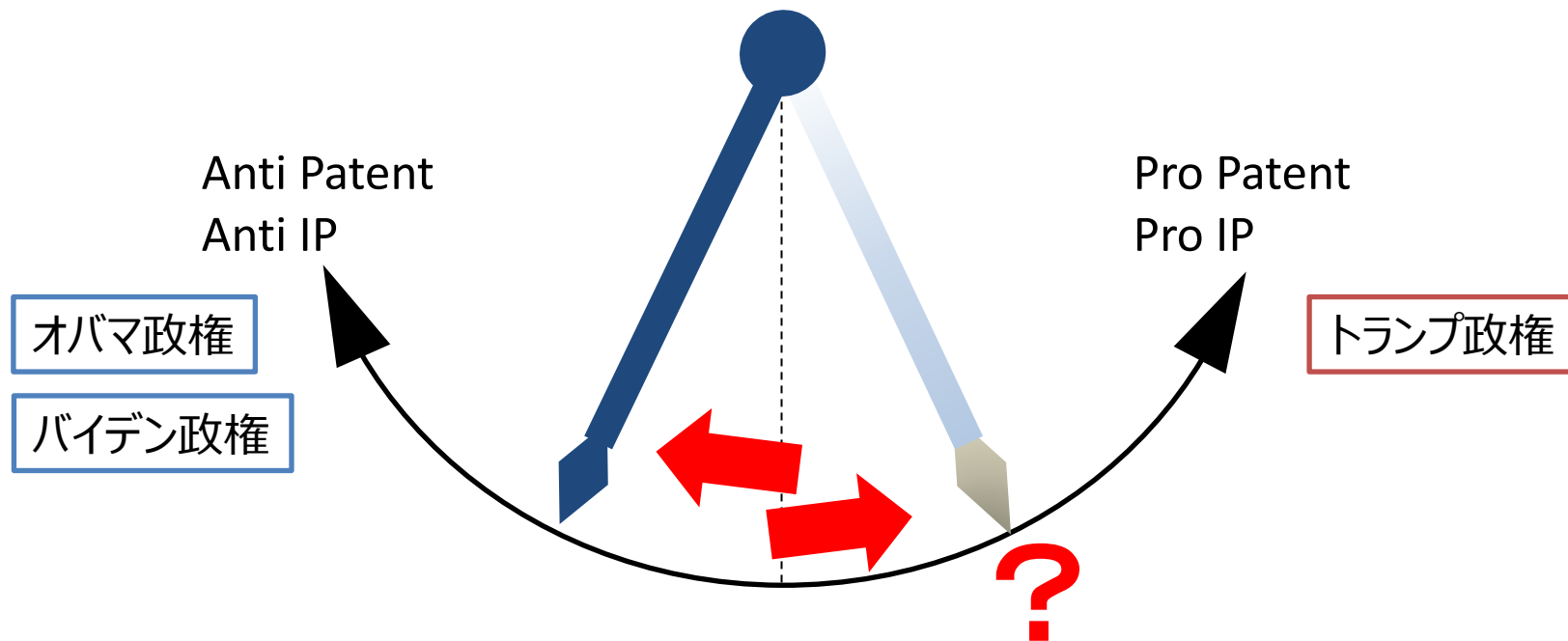
グリーン政策の転換

→ 気候変動最小化技術を対象とした優先審査の廃止



政権の知財政策

- プロパテントに戻る？
- 知財への関心は相対的に低め



連邦議会 知財関連委員会

- 上院・下院ともに知的財産を扱う委員会を設置
- 第119回連邦議会で上院の主要メンバーが交代

上院

知的財産小委員会

委員長



Thom Tillis議員

ノースカロライナ州選出

共和党

ランキングメンバー



Adam Schiff議員

カリフォルニア州選出

民主党

出所: US Senate

下院

法廷・知的財産・インターネット小委員会

委員長



Darrell Issa議員

カリフォルニア州選出

共和党

ランキングメンバー



Hank Johnson議員

ジョージア州選出

民主党

出所: (左) Wikipedia (右) Hank Johnson website

特許適格性に関する問題

特許適格性に関する法案（2025年5月再上程）

PERA: Patent Eligibility Restoration Act

<背景>

- 現行法は、「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良」であることを特許適格性の要件としている。
- 判例上の例外として、自然法則、自然現象、抽象的アイディアは対象外。
- 最高裁判決で適格性要件違反が続出し、予見可能性が低下。

<法案：上院Tillis議員、Coons議員らが提出>

- 「有用な方法、機械、製造物、組成物、又はそれらの有用な改善」を要件とし、特許を取得できない例外を列挙。
- 例外に「実質的に経済、金融、ビジネス、社会、文化、美術についてのプロセス」が含まれる。
※クレームが課題解決前後でのコンピュータの利用要素を含むとしても、それが発明の実施に不要な場合には特許適格性を満足しない。

PTABに関する問題

PTAB手続に関する法案（PREVAIL法）（2025年5月再上程）

PREVAIL法：The Promoting and Respecting Economically Vital American Innovation Leadership Act

<背景>

- PTABは連邦地裁よりも迅速に特許の有効性を判断できるように設計された。
- 連邦地裁と重複する手続が存在。
- 悪意ある請求を排除し、手続の公平性を確保したい。

<法案：上院Coons議員、Tillis議員らが提出。（下院でも同様の法案提出あり）>

- 請求者要件として、侵害訴訟当事者or侵害に該当し得る発明の実施意思が必要。
- IPR等の重複的な請求を制限する。
- 特許無効の立証基準を高める。（「証拠の優越」→「明確かつ説得力ある証拠」）
- PTABの手続の透明性を高める。（合議体の独立等、透明性を担保）
- ※前118回議会で上院司法委員会を通過（賛成11、反対10）、本会議未了。

特許の差止め請求権に関する問題

RESTORE Patent Rights Act（2025年2月再上程）

（RESTORE : Realizing Engineering, Science, and Technology Opportunities by Restoring Exclusive）

<背景>

- 適切な特許保護は米国の競争優位性の確保に不可欠。
- 憲法は、発明者に排他権を認めている、差止めはその基礎となるもの。
- 特許権の侵害行為による回復不能な損害を考慮し、裁判所は歴史的に差止め命令を出してきたが、近年ではそのアプローチをやめている。

（2006年のeBay v. MercExchange最高裁判決以降、特許権侵害訴訟において裁判所から差止め命令が出にくくなったといわれている。）

<法案：上院Coons議員らが提出>

- 裁判所が最終判断として特許権の侵害を認めた場合に、侵害行為の差止めが認められるという反証可能な推定(Rebuttable Presumption)を特許権者に与える。

連邦議会の動き

- 知的財産関連法案は、上院、下院ともに、超党派で議論（与党と野党との対立が審議を難航させることは想定しがたい）
- 上院知的財産小委員会のTillis委員長が次期中間選挙への不出馬を表明（2025年7月に成立したThe One Big Beautiful Bill Actには反対）



- 再選を目指さない
- 今後18か月間、ノースカロライナ州のために尽力し続ける

2025年6月29日の声明

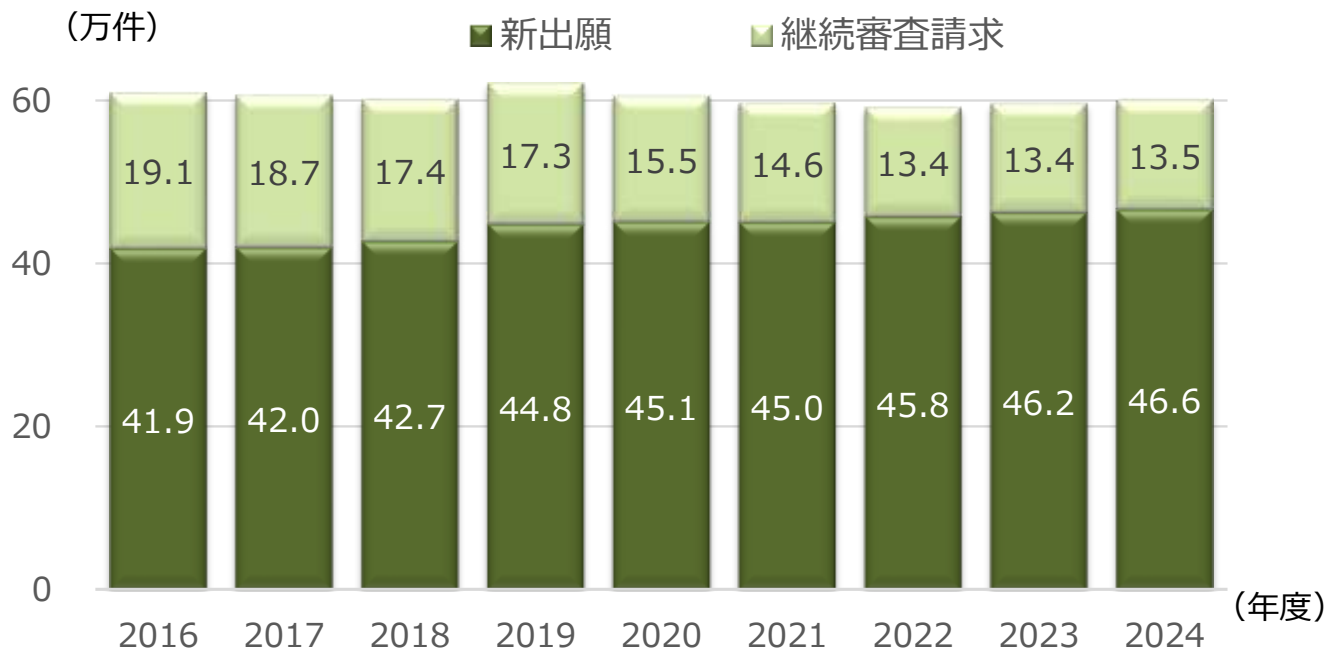
- 知的財産関係者は、知的財産関連の議論を牽引してきたTillis議員の引退が関連法案の廃案や審議の停滞につながることを懸念



-
1. はじめに
 2. 特許、意匠、商標の統計情報
 3. USPTOの現状
 4. 知財訴訟動向

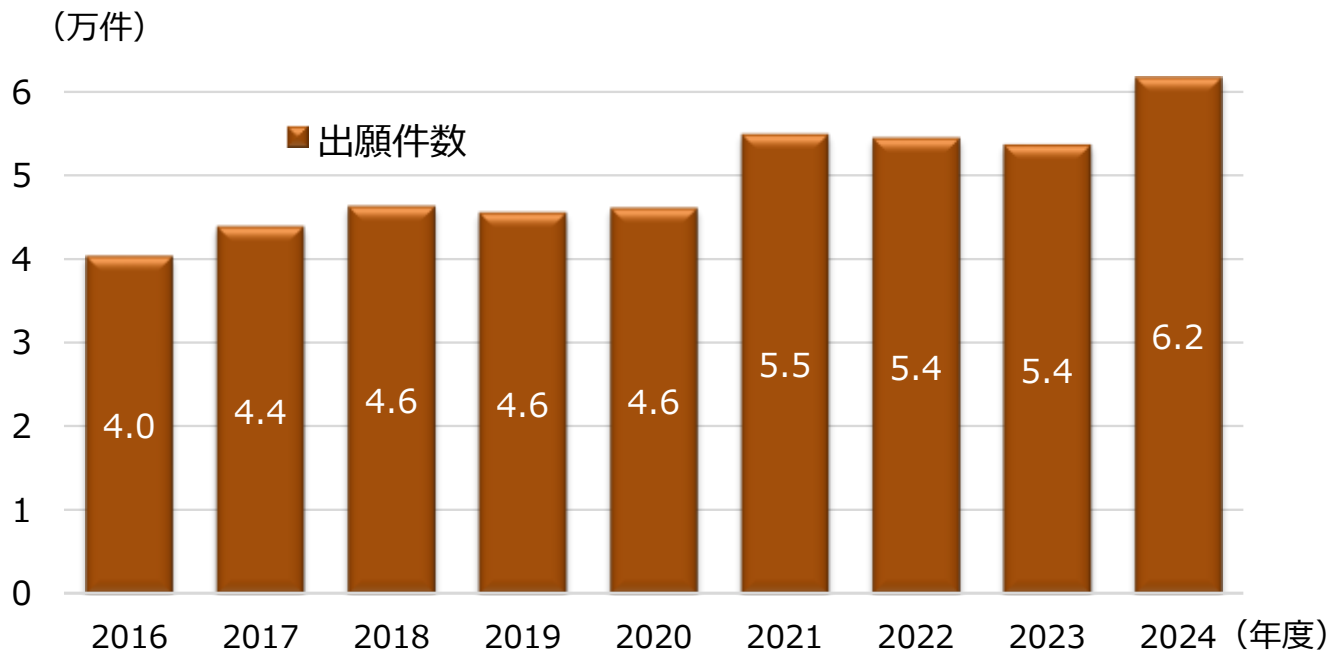
米国特許出願件数

- 2024年度の出願件数は前年度比0.7%増の598,982件。
- 新出願が3,837件増加し、増加傾向を維持。



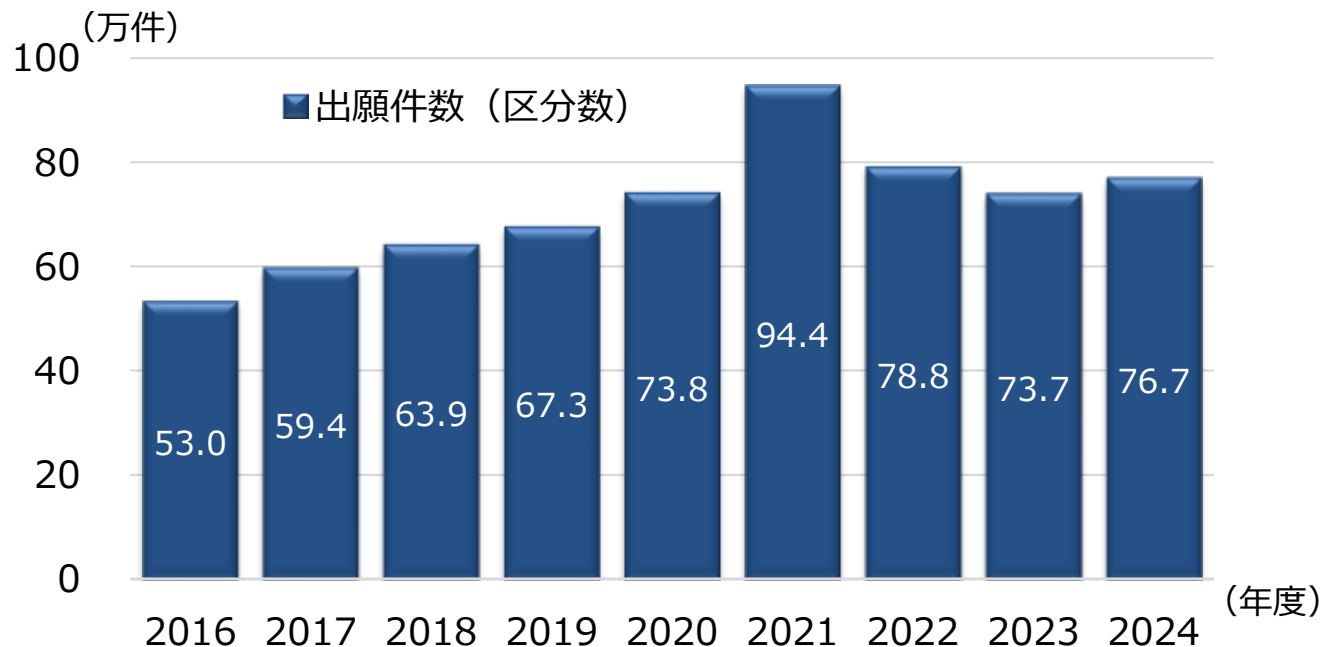
米国意匠出願件数（デザイン特許）

- 2024年度の出願件数は前年度から15.1%増の61,764件。



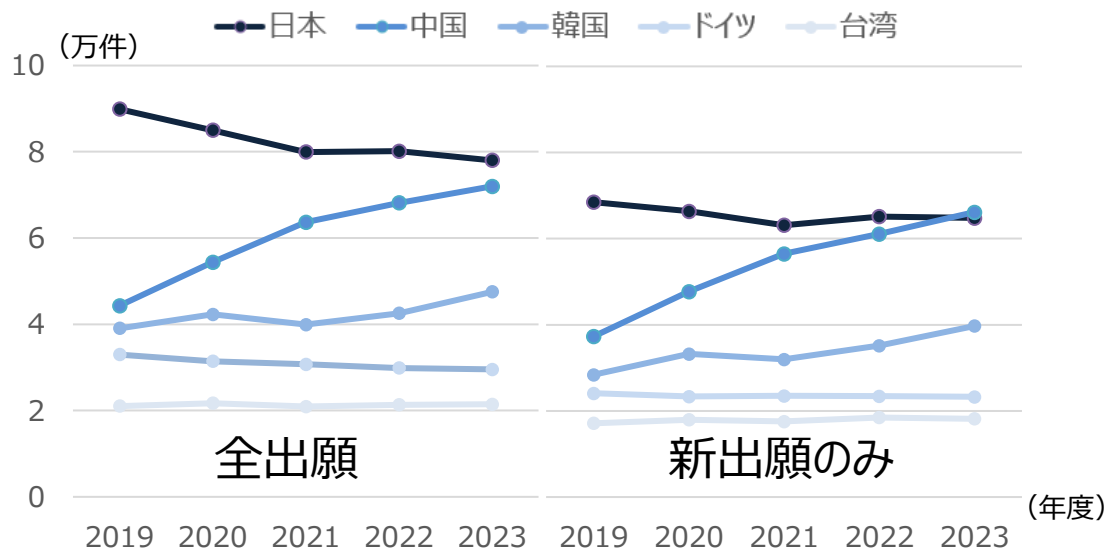
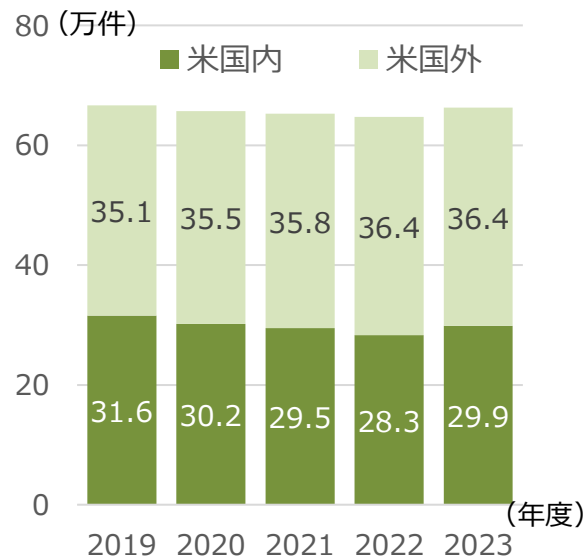
米国商標出願件数

- 出願件数（区分数）は前年度から4.1%増の767,138件。
- ビジネスの変化や商標手数料値上前の大量出願の影響で2021年度に急増。



米国特許出願件数（国・地域別、意匠を含む）

- ・ 米国外の出願人からの出願件数が過半数。
- ・ 日本からの出願は減少傾向。
- ・ 中国からの出願が増加傾向にあり、新出願の件数が日本をわずかに上回る。

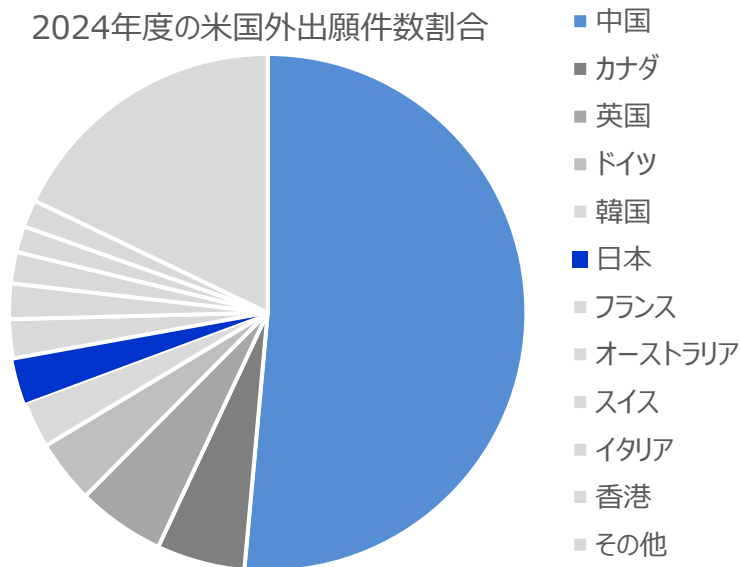
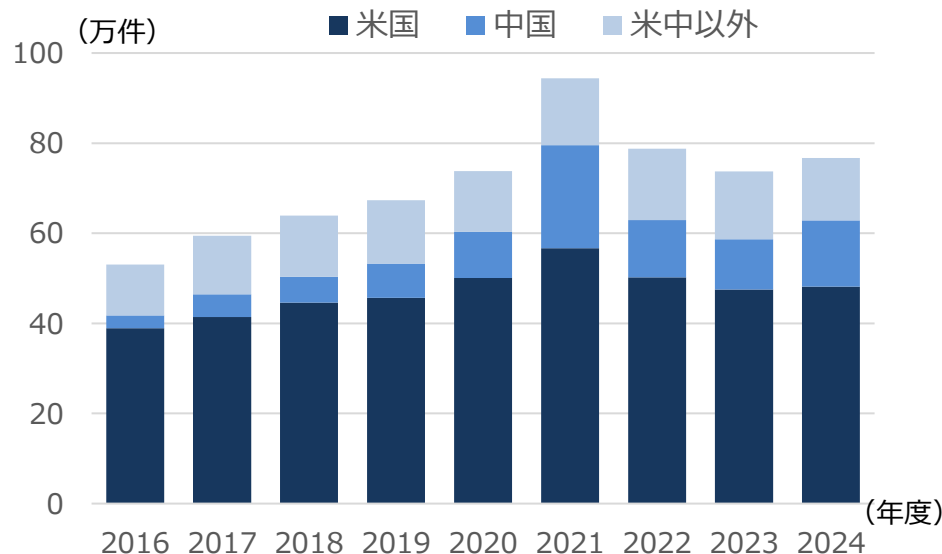


特許査定件数（2024年 企業別）

順位	企業名	件数	前年比	前年順位
1	SAMSUNG ELECTRONICS	9,304	3% ↑	1
2	LG	5,156	25% ↑	2
3	TSMC	4,010	8% ↑	5
4	QUALCOMM	3,489	10% ↓	4
5	HUAWEI	3,285	44% ↑	10
6	APPLE	3,115	22% ↑	9
7	IBM	2,774	30% ↓	3
8	ALPHABET	2,698	6% ↑	8
9	CANON	2,654	17% ↓	6
10	TOYOTA	2,428	10% ↓	7

米国商標出願件数（国・地域別）

- ・ 米国外からの出願割合が37%。
- ・ 中国からの出願が146,999件で米国外からの出願の半数程度。
- ・ 不正な出願の取り締まりも実施



-
1. はじめに
 2. 特許、意匠、商標の統計情報
 3. USPTOの現状
 4. 知財訴訟動向

USPTOの職員



職員	2024年	2023年	増減
特許審査官	8,944	8,568	+376
商標審査官	765	756	+9
特許審判官	229	225	+4
商標審判官	30	28	+2
その他	4114	3875	+239
合計	14082	13452	+630

出所：USPTO年報に基づいて作成

新政権による連邦政府予算縮小などの影響は不透明

- 早期退職勧奨プログラム適用者は3%未満？（3月の長官代行発言）
- 特許審判官は約30名が離職？（5月のPTAB首席審判長発言）

USPTO長官の交代

- 2024年12月にVidal前長官が退任
- Brent前副長官が長官代行→新大統領就任を機に退任
- Stewart氏が副長官に就任し長官業務を代行
- Squires氏が新長官への指名を受け、上院司法委員会で賛成多数

USPTO長官	政権	大統領指名日	就任日	退任日
Kathi Vidal	バイデン (2021/1/20-)	2021/10/26	2022/4/13	2024/12/13
Andrei Iancu	トランプ (2017/1/20-)	2017/8/26	2018/2/8	2021/1/20
Michelle K. Lee	オバマ (2013/1/20-)	2014/10/16	2015/3/12	2017/6/6
David J. Kappos	オバマ (2009/1/20-)	2009/6/18 (指名の意向発表)	2009/8/13	2013/2/1



出所：上院の公聴会ビデオ

USPTOの特許審査官数の変遷

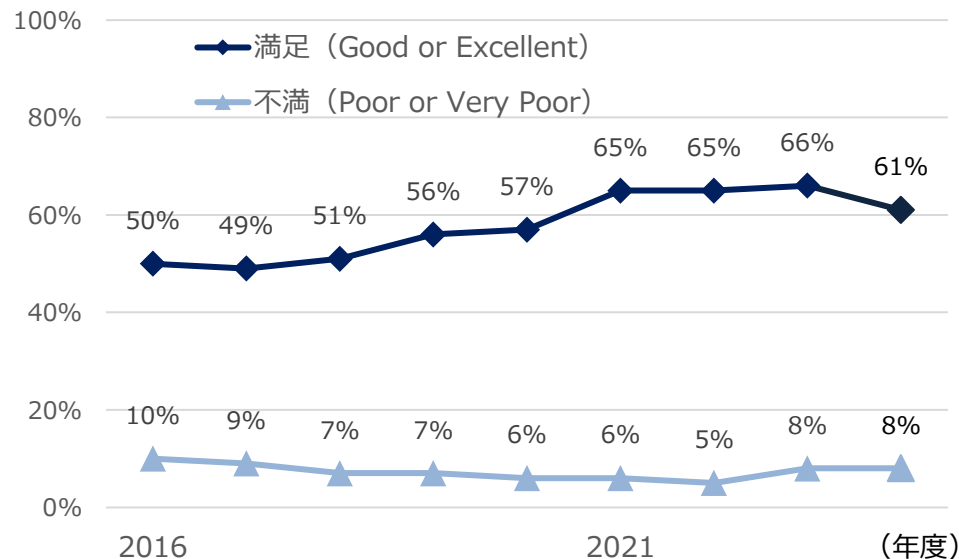
- 近年は積極的に審査官を採用
- 離職率が高い
- 人材育成も課題



出所：USPTOウェブサイトのPatent data overviewを基に作成
2025/2/25時点 ※意匠審査官を除く

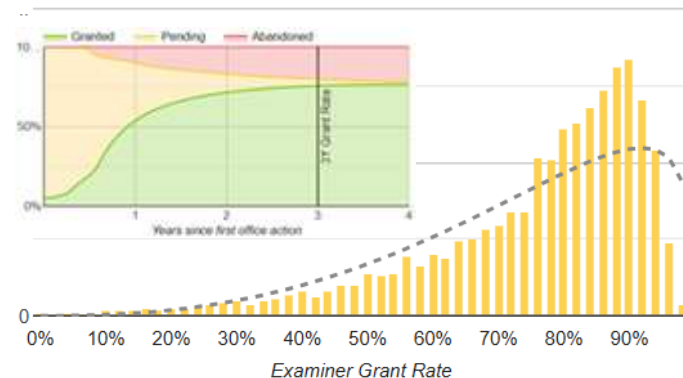
特許審査の質

- USPTOは半年単位で約3,000者に対してアンケート調査を実施。
- 2024年度第4四半期では61%が肯定的評価でやや悪化。
- 審査官による審査のばらつきが大きいという意見は多い。



出所 : USPTO Patents External Quality Survey に基づいて作成

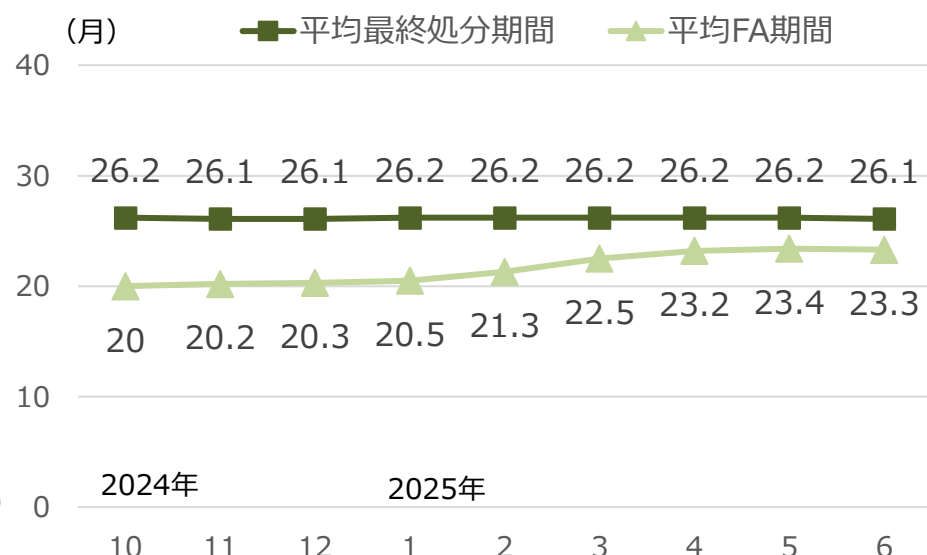
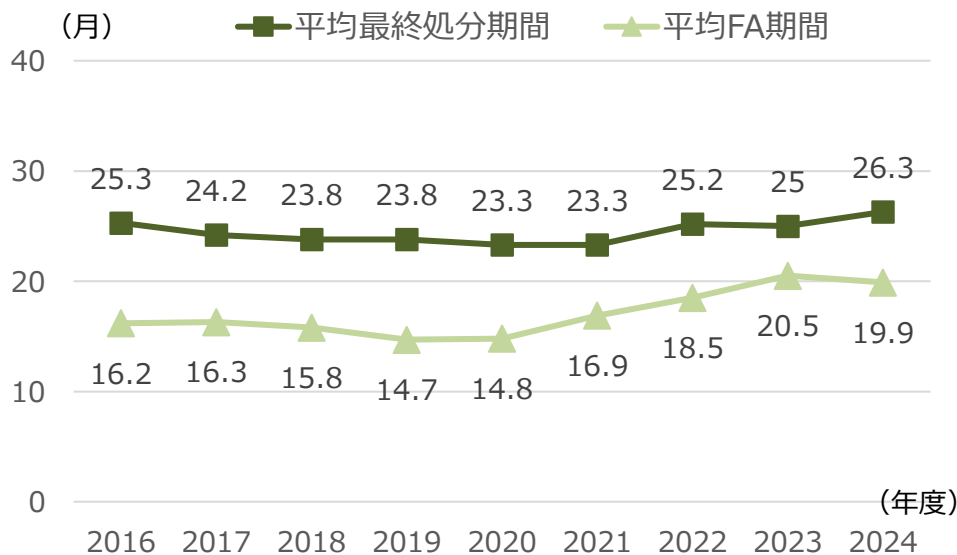
審査官の特許査定率分布
(出願から3年後)



出所 : Patent Bots

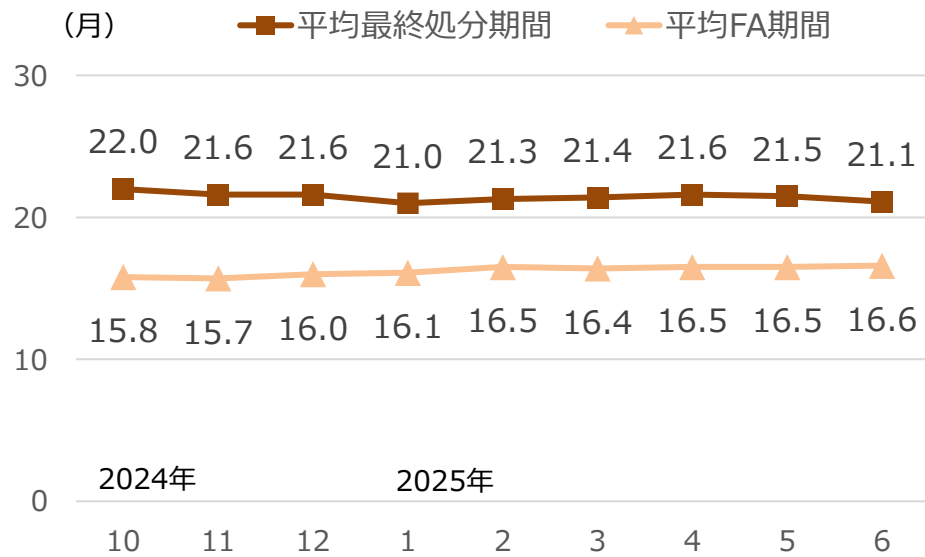
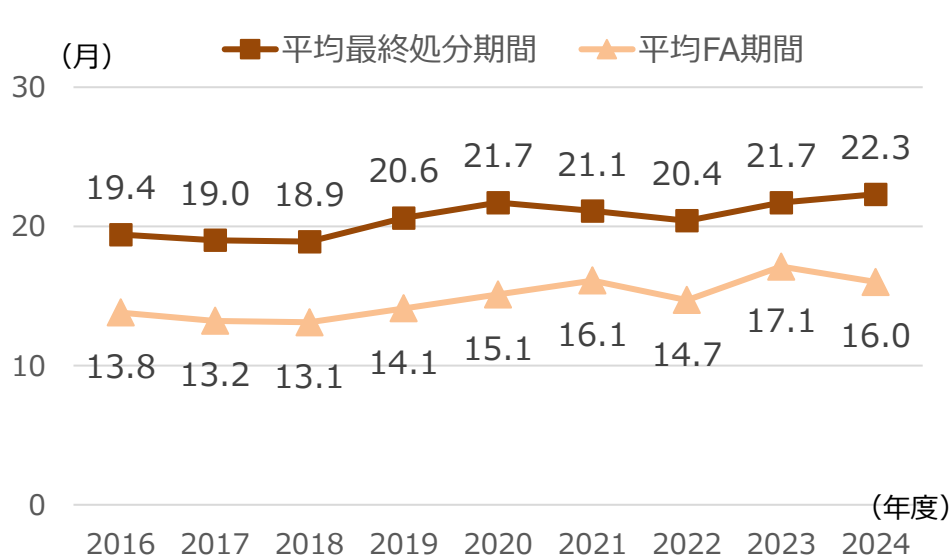
特許の審査期間

- Lutnick商務長官は審査期間の長期化を懸念（指名後の公聴会で発言）
- 平均FA期間は19.9か月に短縮も、平均最終処分期間は長期化。
- 政権交代後に平均FA期間が長期化傾向



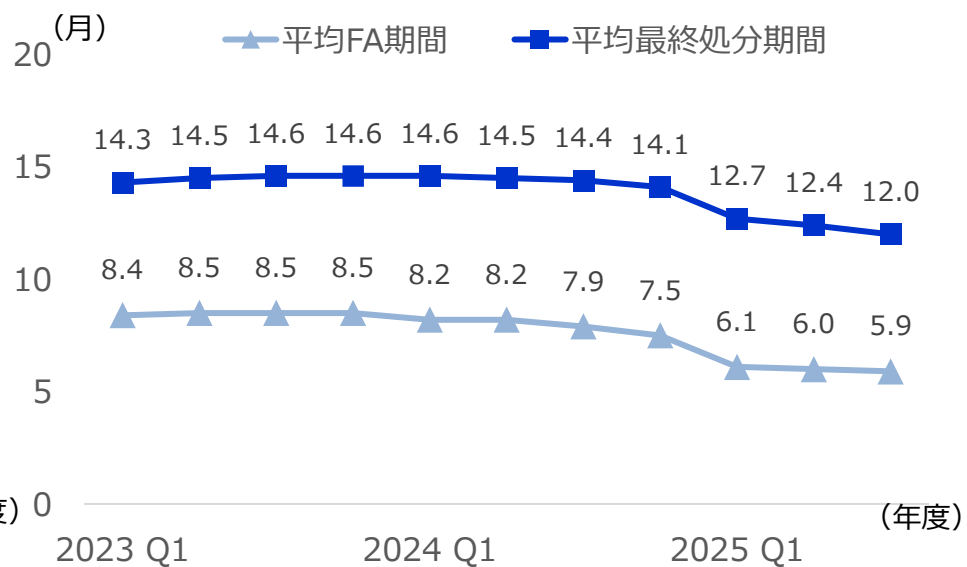
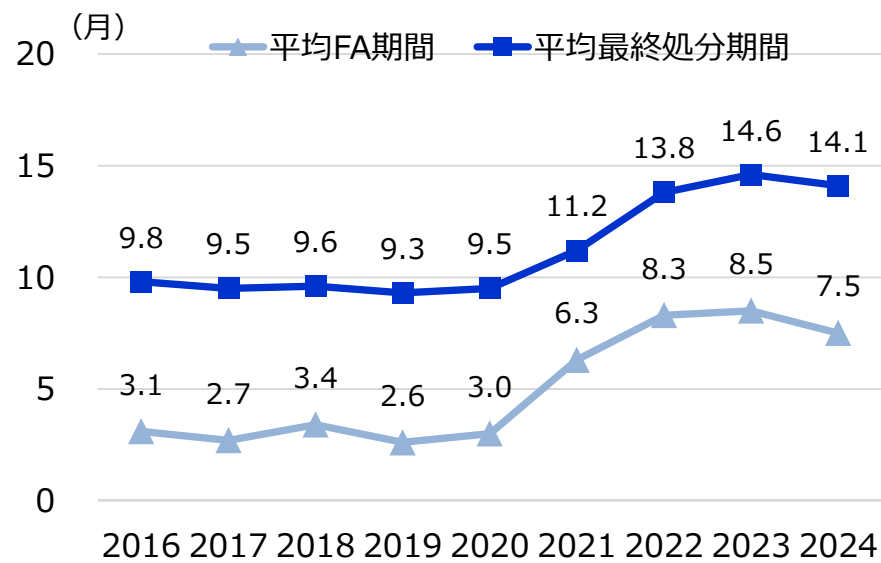
意匠の審査期間

- 長期的には審査期間が長期化傾向
- 政権交代後、平均FA期間、平均最終処分期間ともに大きな変動なし



商標の審査期間

- 平均FA期間、最終処分期間ともに審査期間の短縮に成功
- 政権交代後も審査期間は短縮傾向



特許関連の手数料改定（2025年1月19日）

- USPTOは、特許の手数料を改定。変更額の大きい手数料は以下のとおり。

特許関係手数料	現行	改定後
継続性出願の手数料		
優先日から6年以上経過した出願	-	\$2,700
優先日から9年以上経過した出願	-	\$4,000
継続審査請求の請求料		
1回目	\$1,360	\$1,500
2回目以降	\$2,000	\$2,860
医薬品等関連の特許期間延長		
出願料	\$1,180	\$2,500
請求項数に応じた手数料 （1クレーム当たり）		
クレーム数が20を超える場合	\$100	\$200
独立クレームが3を超える場合	\$480	\$600
IDSの手数料		
文献数51以上100以下	-	\$200
文献数101以上200以下	-	\$500
文献数201以上	-	\$800

デザイン特許関係手数料		
出願手数料	\$220	\$300
サーチ手数料	\$160	\$300
審査手数料	\$640	\$700
発行料	\$740	\$1,300

PTAB関係手数料	現行	改定案
IPR申請料		
申請料（クレーム数20未満）	\$19,000	\$23,750
1クレームあたりの追加手数料	\$375	\$470
IPR審理開始決定後の手数料		
手数料（クレーム数20未満）	\$22,500	\$28,125
1クレームあたりの追加手数料	\$750	\$940
PTAB審決の長官レビュー		
申請料	-	\$452

商標関連の手数料改定 (2025年1月18日)

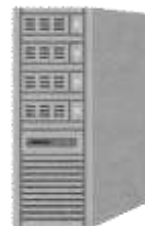
- USPTOは、商標の手数料を改定。変更額の大きい手数料は以下のとおり。

商標関係手数料	現行	改定後
商標出願時の手数料		
商標出願手数料（紙、1区分）	\$750	\$850
商標出願手数料（TEAS Standard、1区分）	\$350	廃止
商標出願手数料（TEAS Plus、1区分）	\$250	廃止
商標出願手数料（電子、1区分）	-	\$350
指定商品・役務を自由記載する場合の手数料	-	\$200
指定商品・役務に関する情報に不備があった場合の手数料	-	\$100
1区分における文字数が1,000文字を超える場合の手数料	-	\$200
権利更新時の手数料		
権利の更新手数料	\$300	\$325
更新時の使用宣誓書のための手数料（電子）	\$225	\$325
その他の手数料		
審査段階での第三者による情報提供の手数料	\$50	\$150

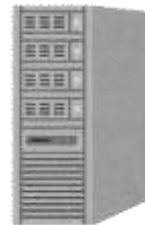
TEAS Standard



TEAS Plus

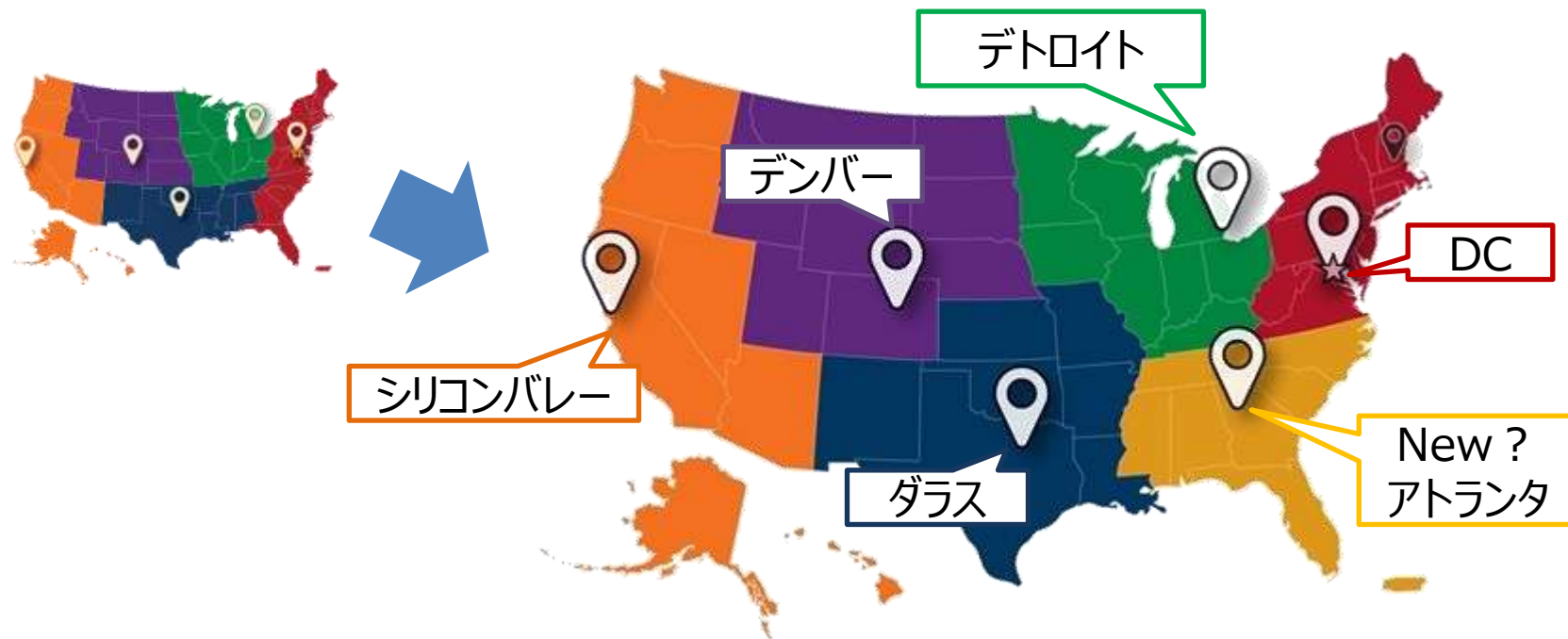


商品・役務の
記載条件が厳格



電子出願システム
(TEAS Plusの後継機)

USPTOの地域展開



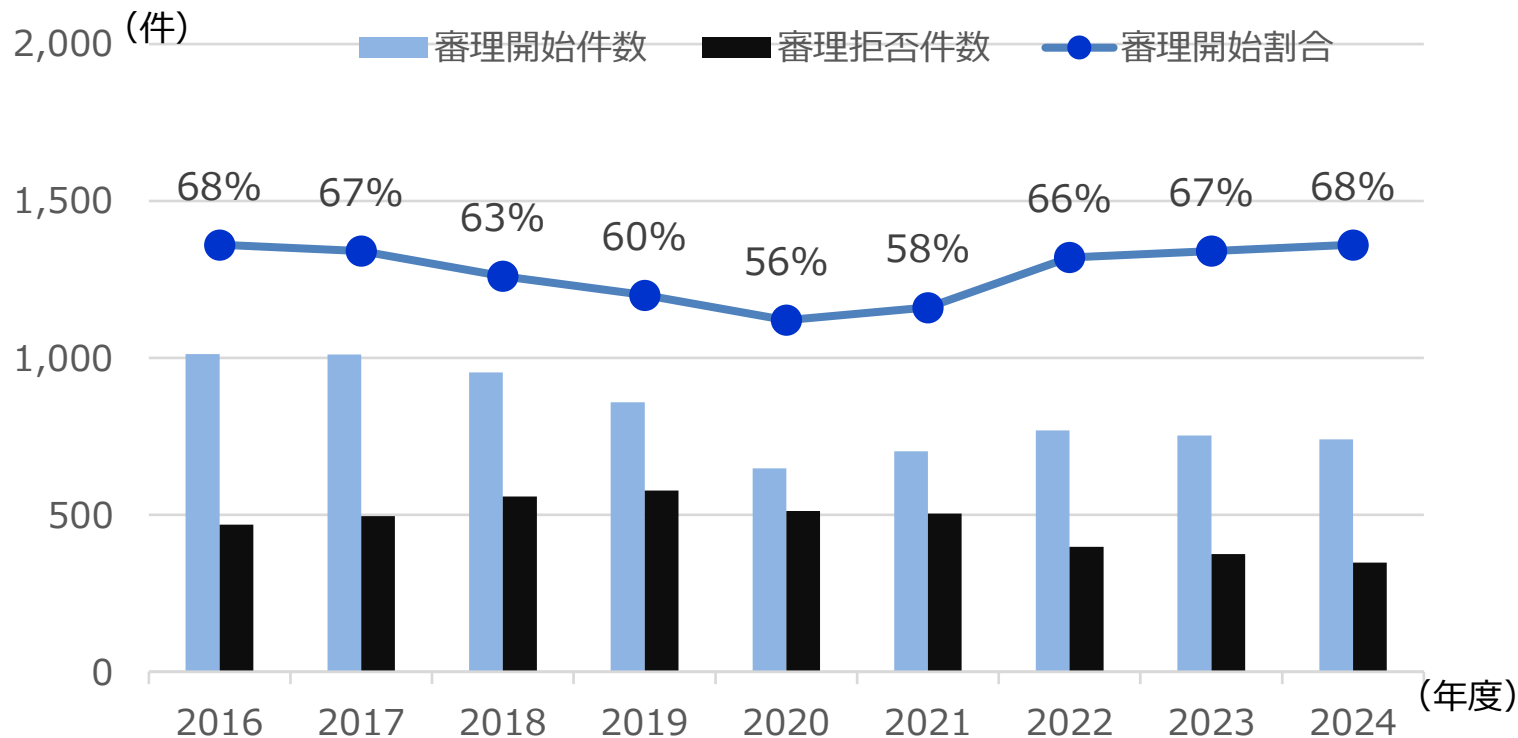
ニューハンプシャー州にコミュニティアウトリーチオフィスを2024年11月に新設。
2025年12月までにアトランタに新たなオフィスが設けられるかどうかは不透明。
2025年6月にUSPTO本部が南東部のアウトリーチオフィスとして業務開始。

PTABの審理開始拒否等に関するガイダンスの撤回

- USPTOは、審理開始拒否に関するガイダンスを公表（2022年6月）
- USPTOは、審理開始手続の運用をベースに規則改正案を公表（2024年4月）
→ 審理を開始しない次の3つの類型などを提供。
- USPTOは、審理開始拒否に関するガイダンスを撤回（2025年3月）
→ 今後は先例となっているFintiv事件などを根拠に判断
- USPTOは、PTABの業務管理に関するメモを送付（2025年3月）
 - ①裁量要素と②実体要素や法定要素との二段階での審理開始判断プロセスを導入
 - 長官代行が審判合議体と相談の上で審理開始拒否を決定
 - 裁量拒否に対して当事者の意見機会を担保
- 知財関係者は審理開始拒否の割合が増加することを懸念

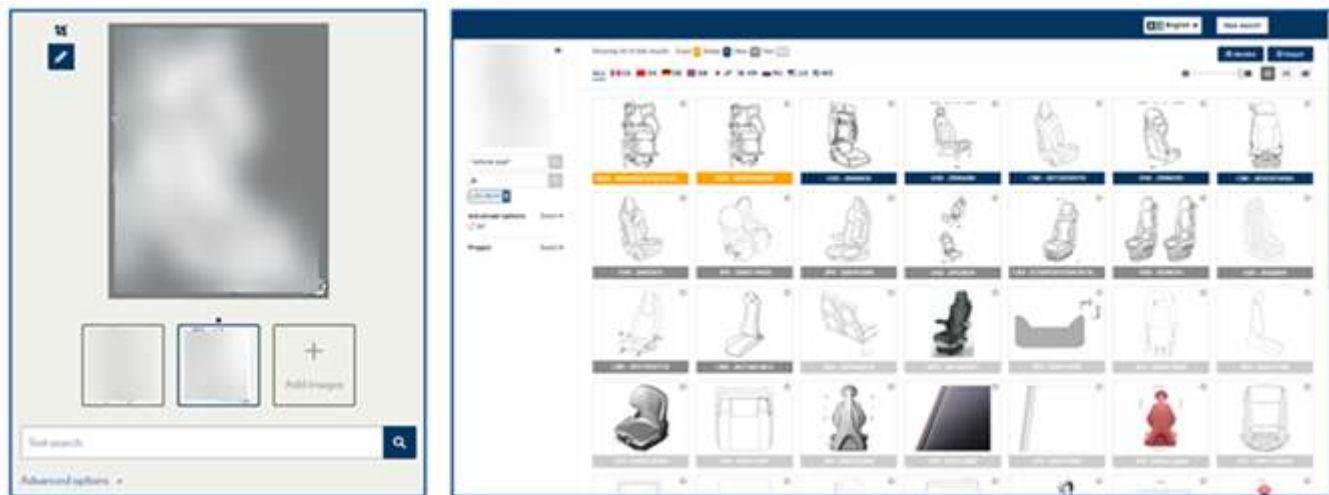


PTABにおける審理開始割合



AIツールの導入

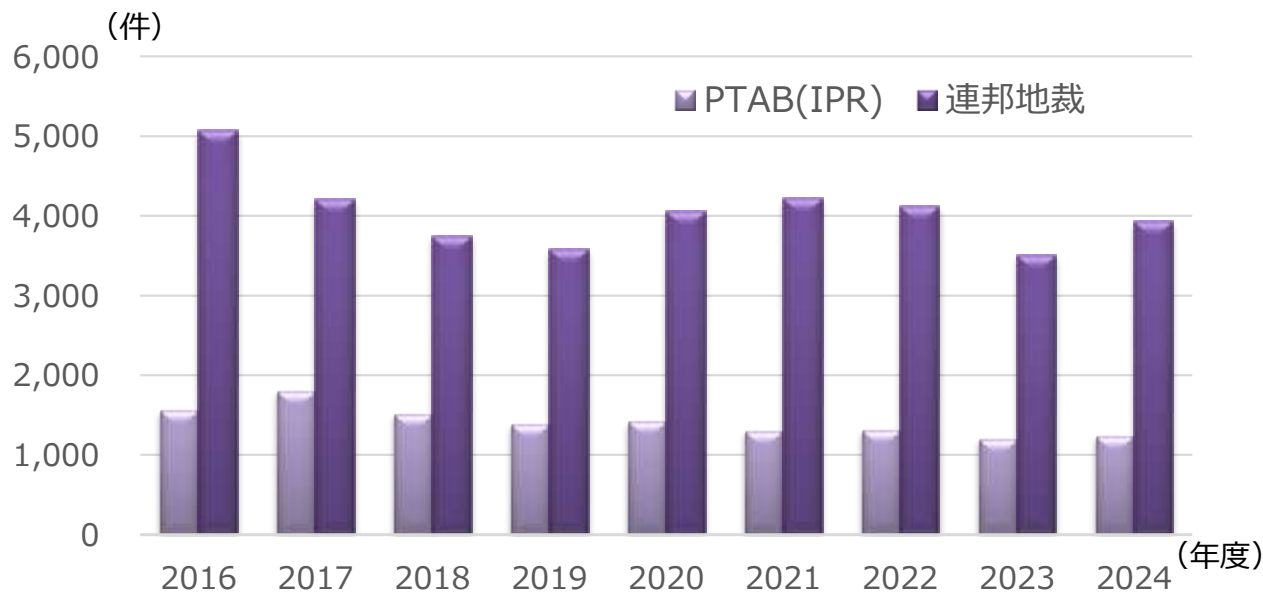
- USPTOは、AIを利用した画像検索ツール「DesignVision」を2025年10月に導入予定
- USPTOは、AIを審査支援ツールとして利用拡大を検討中
 - 先行技術調査、特許分類付与、品質チェック
- 一般公衆への開放は未定



-
1. はじめに
 2. 特許、意匠、商標の統計情報
 3. USPTOの現状
 4. 知財訴訟動向

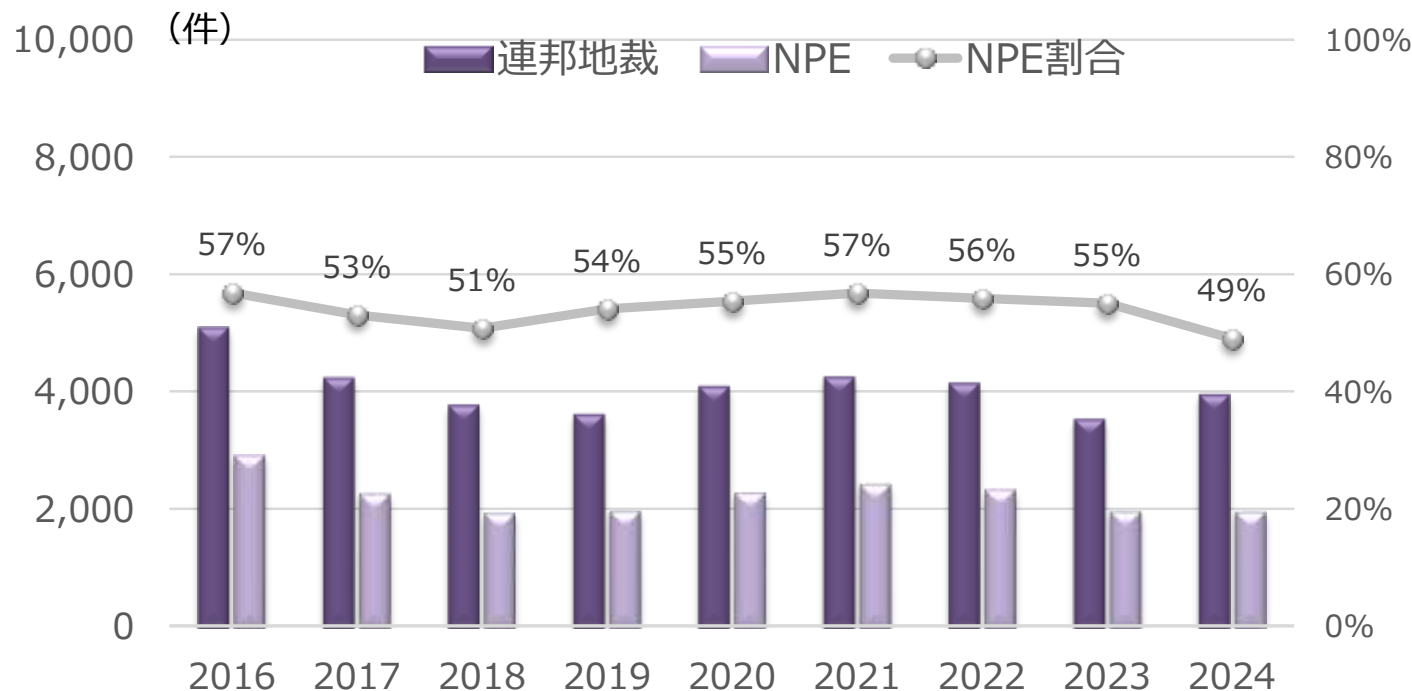
審判・裁判件数

- PTABへの審判（IPR+PGR）請求件数は1,288件で前年と同等。
- 連邦地裁への特許訴訟件数は前年度比12%増の3,928件。



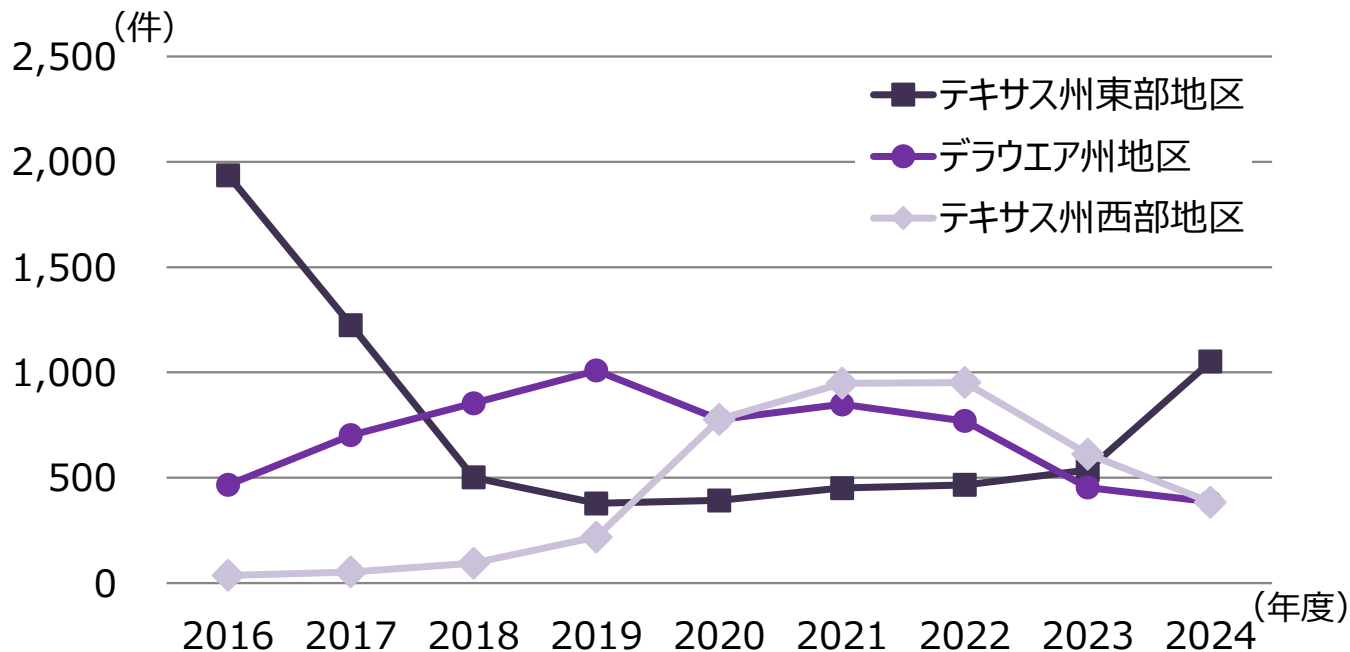
裁判を巡る問題

- 特許発明の非実施主体(NPE)による訴訟提起が半数程度。



裁判を巡る問題

- テキサス州東部地区の訴訟件数が急増。
- デラウェア州地区では、訴訟ファンドの情報開示への懸念から訴訟件数が低下したと考えられている。



訴訟ファンド

- 特許訴訟を金銭的にサポートする事業者（ファンド）の活動が顕在化
- ファンドは原告の訴訟費用を負担する見返りに損害賠償金の一部を獲得
（例）5万～1000万ドルを融資し、賠償金の70～80%を要求
- ファンド全体として150～500億ドル規模と試算
- 訴訟上の意思決定に関与する実質的な当事者になり得ることなどが懸念点
- 訴訟当事者に対してファンドの存在を開示させる動きがある
←裁判が不透明になっているとの声がある



訴訟ファンド利用時の留意点

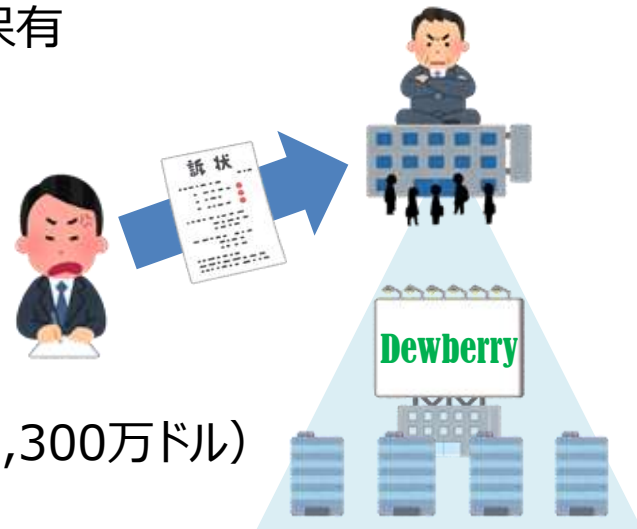
- 訴訟ファンドに対しては様々な声がある。



- 訴訟をやめたいタイミングでやめられない
- ファンドの審査に通らなければならない
- ファンドの要求が厳しい（訴訟相手の追加など）
- 特許権者の関心事とファンドの目標とが合わない
（侵害品の差止めだけが目的だと融資を受けられない）
- 特許権者に不利な契約条項が付加される可能性がある
- 資金を受けたことが相手側に有利に働く可能性がある
- ブランドイメージに悪影響を及ぼすことが懸念される
- 経理上の管理が難しくなる

最高裁事件 Dewberry Group v. Dewberry Engineers

- Dewberry Engineers（原告）が「Dewberry」商標を保有
- Dewberry Group（被告）を商標権侵害で提訴
- 争点は、被告が直接的な侵害者ではないこと
「Dewberry」を使用したのは複数の関連会社
被告は関連会社のコンサルタント的役割（資本関係あり）
被告の収入はない
- 第4控訴裁判所は被告の商標権侵害を認定（賠償金は4,300万ドル）



＜最高裁判決（2025年2月26日）→下級審判決を否定＞

- 下級審がDewberry Groupとその関連会社とを一体の事業体であるかのように扱い、商標法上の「被告の利益」を認定したことは誤り
- 会社法上、それぞれの会社は独立しているというのが長年培われてきた原則
- 法令上の「被告」は、侵害に対する救済や回復を求めている当事者本人のみであるという通常の意味で解されるべき

CAFC大合議事件 EcoFactor v. Google

- EcoFactor社はサーモスタット（温度調節）技術に関する特許を取得
- Google 社製品が同特許を侵害しているとして連邦地裁に提訴
- 損害賠償額の算定についてEcoFactor社側専門家は次のように証言



EcoFactor 社が3社と締結したライセンス一括支払契約で提示したライセンス料が、合意された合理的なライセンス料である

- Google社は同証言の根拠が不十分であるとして排除を主張
- 連邦地裁は陪審が認定した約2,000万ドルの賠償をGoogle社に命令

<CAFC大合議判決（2025年5月21日）>

- Google社の主張を認め、連邦地裁に差し戻す。
- 専門家が算定に用いたライセンス料率は、同社が提示したライセンス料率であり、最終的に各ライセンシーにより合意されたものということとはできない。

参考資料

- JETROウェブサイトで米国の知的財産情報を提供中

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/ip/

米国IPGセミナー

米国発 特許ニュース

米国知的財産制度に関する分析等

- 米国における知財の活用状況に関する調査報告書 2025年3月

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/202503.pdf

知的財産関連サービス事業者リスト

- 日本語で知的財産の相談ができる法律事務所リスト (随時更新)

[https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/ip/pdf/Patent_law_firm/
IP_law_firm_JETRO_NY.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/ip/pdf/Patent_law_firm/IP_law_firm_JETRO_NY.pdf)



ありがとうございました

ご質問・お問い合わせ
ジェトロ ニューヨーク事務所 知的財産部
ippt@jetro.go.jp